

「日常生活自立支援事業」(愛称：すまいる)の紹介

日常生活自立支援事業とは、高齢の方や障がいをお持ちの方で、十分な判断ができない方などが地域で安心して生活できるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや、生活に必要な利用料などの支払い手続き、日常的な預貯金の出し入れや書類の管理など、手続きや日常的な金銭管理を代行して、地域で安心して暮らすことができるように、お手伝いします。

この事業は、利用者本人との契約によりサービスの提供を行います。判断能力が著しく低下、契約が結べない方は、成年後見制度を利用することによりサービスの提供が行われます。

詳しくは、大網白里市社会福祉協議会までご連絡ください。

※日常生活自立支援事業は国庫補助金の名称です。

社会福祉法第2条には「福祉サービス利用援助事業」として規定されています。

「日常生活自立支援事業」(愛称：すまいる)って何をしてくれるの？

高齢者や障害者の方々が、安心して、笑顔(スマイル)で、自立した地域生活を送るために必要な支援をします。

定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業です。

福祉サービス利用援助
福祉サービスを安心してご利用できるようにお手伝いします。

<例えば>

- 福祉サービスについての情報提供を受けられます。
- 福祉サービスを利用したり、やめるために必要なことを一緒に考えながら手続きをします。
- 福祉サービスを利用して嫌なことがあったら、苦情解決制度を利用する手続きをお手伝いします。



財産管理サービス
毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

<例えば>

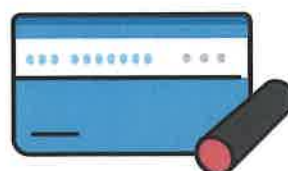
- 医療費、税金、公共料金等を支払うお手伝いをします。
- あなたの通帳から生活に必要なお金を払い出してお渡します。また、預け入れすることもできます。

財産保全サービス
大切な書類や印鑑などをお預かりします。

<お預かりできるもの>

- 年金証書、預貯金通帳、不動産権利証書、契約書類
- 実印、銀行印
- その他社会福祉協議会が適当と認めた書類

※財産保全サービスのみのご利用はできません。
宝石、骨重品、貴金属類、株券、有価証券などはお預かりできません。



日常生活自立支援事業を利用するまでの流れ

1 相談

社会福祉協議会が相談窓口です。
困っていることがあれば気軽に相談して下さい。



2 訪問

社会福祉協議会の専門員がお宅を訪問し、困っていることなどをお聞きします。



契約締結審査会(千葉県後見支援センター)

3 支援計画作成

ご本人の希望を確認しながら、専門員が支援計画を作ります。その計画で良ければ契約します。生活支援員を選任・決定します。



4 支援の開始

担当の生活支援員が、支援計画に基づいて、定期的に訪問し、必要に応じた福祉サービス利用援助や、預貯金の出し入れ、支払代行をします。



【費用について】

[年会費] 年額 3,600円 (月額 300円)
[財産保全] 年額 3,000円 (月額 250円)
[利用料] 1時間30分未満 1,000円
1時間30分以上2時間未満 1,500円
以降30分ごとに500円加算
※生活保護世帯は無料です。

【利用者宅への往復に係る交通費】

30分未満 無料
30分以上1時間未満 500円
1時間以上 一律 1,000円
※自宅から利用者宅もしくは自宅から社協への往復移動時間。(1ヶ月間の合計時間)

<問い合わせ先> 社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会
住所：大網白里市大網131-2
電話：0475-72-1995